

第1章

計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

安芸高田市（以下、「本市」という。）は、市域面積の約8割を占める豊かな山々に囲まれ、日本海に流れる江の川と瀬戸内海に流れる太田川の源流地帯に位置して分水界が横断し、生物多様性に富む湿原もあるなど、水と緑が調和した細やかで落ち着いたある景観を形成しているまちです。その豊かな自然を利用して、食糧生産の盛んな農業地帯として発展してきました。また、古墳群、毛利元就にゆかりのある史跡その他の歴史的資源や遺産を有し、神楽、花田植等の郷土芸能を継承し、伝統文化を育んできたことは、太古より豊かな生活環境が存在したことを表しています。

一方、私たちは、石油、石炭、天然ガス等の化石燃料資源を大量に消費し、便利で快適な生活を享受してきたことにより、環境への負担を著しく増大させてきました。その結果、地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題が生じ、本市もこの影響を免れ得なくなってきました。

恵み豊かな環境の恩恵を享受することは、私たちが健全で安全かつ快適な生活を営むうえでの権利であるとともに、この環境の豊かさを維持し、安全な食糧生産を可能にし、更に向上させ、将来の世代に継承していくために、積極的に行動することもまた私たちの責務です。

私たちは、環境が有限なものであることを認識し、社会の経済活動や生活様式のあり方を見直し、昔からの財産である「もやい」や「もったいない」の精神を活かし、一人ひとりが環境をより良くするための努力を重ね、本市の自然環境や田園風景を守り、未来へ継承していくとともに、地球上のあらゆる生命が共存できるようにする取り組みを推進することが求められています。

¹ もやい：船と船をつなぎ合わせる事、杭などに船をつなぎとめることから、つなぎあうことを意味します。

(2) 計画策定の目的

本計画は、環境基本条例の基本理念の実現を目指し、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定します。

基本理念（環境基本条例第3条）

- ① 環境の保全は、自然と人とのふれあいを確保することにより、人と自然とが共生できる社会の実現を目指し、水と緑の豊かな環境が将来の世代へ継承されるように、適切に行われなければならない。
- ② 環境の保全は、恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、市、市民等、事業者及び所有者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- ③ 環境の保全は、それが人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題でもあることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

2. 計画の位置づけ

本計画は、安芸高田市総合計画（平成17(2005)年3月）の分野別計画として位置づけられます。安芸高田市総合計画では、まちづくりの基本方向の一つが「人と環境にやさしいまちづくり」であり、その中で「環境との共生」が挙げられています。「環境との共生」はさらに、「自然環境の保全と活用」「環境にやさしい社会の形成」「循環型社会の形成」からなっています。

自然環境の保全と活用：自然環境の適正な管理と創造、森林や河川などの多様な活用、市域内の自然とふれあう場の活発な活用推進

環境にやさしい社会の形成：住民・事業者の環境保全活動の促進・支援、行政の率先行動推進、人の健康の保護や生活環境の保全推進

循環型社会の形成：ごみの発生・排出抑制推進、総合的なごみの収集処理体制の整備

資料：安芸高田市総合計画 2005

3. 計画の期間と対象範囲

(1) 計画の期間

本計画の期間は、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間とし、概ね5年間に一度、または必要に応じて見直します。

(2) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、環境基本条例に掲げる基本方針に基づき、次に示す生活を取り巻く身近な環境から地球規模の環境までを対象とします。

自然環境 自然景観、川、森林、動植物

生活環境 大気、水質、騒音・振動、悪臭・土壌、廃棄物

地域環境 歴史・文化・景観、交通、公園・緑地、上下水道

地球環境 地球温暖化、省エネルギー、省資源、新エネルギー

市民参加 環境保全活動、環境学習・教育

基本方針（環境基本条例第9条）

- ① 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の自然的要素が良好な状態に保持されること。
- ② 生態系の多様性の保護、野生動物の種の保存等、地球上のあらゆる生命の共存が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的及び社会的な条件に応じて体系的に保全されること。
- ③ 人と自然との豊かなふれあいが保たれ、自然との調和を基調とした良好な景観の形成並びに歴史的及び文化的遺産の保存が図られること。
- ④ 潤いと安らぎのある環境の保全が図られること。
- ⑤ 廃棄物の減量及び適正処理並びに資源の有効利用を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

4. 計画の特徴

◆市民がつくり実行する計画

本計画の策定においては、アンケートやヒアリングで市民・事業者の意見を取り入れるとともに、市民をはじめ、関係者から広くメンバーを募り、本計画を検討する「市民検討会」を開催しました。「市民検討会」を通じて、地域の実態に即した活動メニューや、市民や事業者が取り組める仕組みが検討され、本計画に盛り込みました。

◆豊かな自然環境を守り活かすための計画

本市には、日本海に流れる江の川と瀬戸内海に流れる太田川を中心とした水環境の広がりとともに、市域の約8割を占める豊富な森林の自然資源があり、多様な自然環境に触れることが可能です。この自然環境を地域の財産として保全し、次世代に引き継ぐとともに、さまざまな場面で活用するための計画としました。

◆循環型社会の構築を実現するための計画

持続可能な循環型社会の構築に向けては、安芸高田の全市民・事業者の参加により、こうした活動を継続・拡大していくことが求められます。さらに、廃棄物を「循環資源」ととらえ、経済活動に組み込んでいく取り組みを盛り込みました。

◆自然が織り成す美しい景観を輝かせるための計画

本市は、多様な美しい自然環境が織り成すすばらしい風景を有しています。美しい景観は、地域に暮らす人たちに癒しの空間として提供できるだけでなく、市外から安芸高田市を訪問するためのきっかけにもなります。これらの積極的な保全と活用を推進していくために、本市が持つこの美しい景観を輝かせるための計画としました。

◆「地球温暖化対策」を実行するための計画

安芸高田市においては、平成17(2005)年10月に策定された「安芸高田市地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化対策を推進しており、二酸化炭素排出量の削減目標が掲げられています。また、民間レベルでの地球温暖化対策も展開されています。今後、市や事業者の取り組みとも連携しながら市民レベルでの地球温暖化防止活動を積極的に推進する計画としました。

5. 各主体の役割

本計画の推進主体は、市民（市民団体を含む）、事業者、市です。本計画を円滑に進めるためには各主体が自主的かつ積極的に取り組む必要があります。そこで、各主体の役割を次のように定めます。

（市民の役割）

- 日常生活において、環境への負荷を減らすように努めましょう。
- 市が実施する環境の保全に関する施策に協力しましょう。

環境への負荷を減らすとは、ものを大切にするとともに、不要なものを手に入れない、ごみをできるだけ減らす、また電気やガス、自動車の燃料などのエネルギーを浪費しないことなどです。

（事業者の役割）

- 公害を防止し、環境の保全のために必要な措置を自らの責任において行いましょう。
- 物の製造又は加工、販売にあたっては、
 - (1) 再生資源その他の環境への負荷の低減に有効な原材料、役務等を利用するよう努めましょう。
 - (2) 製品その他の物が廃棄物となったときに、その適正な処理を行いましょう。
- 環境の保全に自ら努め、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しましょう。

（市の役割）

- 市は、次に掲げる事項に関する総合的な施策を策定し、実施します。
 - (1) 公害の防止
 - (2) 自然環境の保全
 - (3) 野生生物の種の保存及び生態系の多様性の保護
 - (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全及び形成、歴史的及び文化的遺産の保護等
 - (5) 安全な食糧生産を担保することができる環境の維持、確保
 - (6) 廃棄物の適正処理及び減量並びに再生利用
 - (7) 資源及びエネルギーの有効利用
 - (8) 二酸化炭素の排出の抑制
 - (9) その他環境の保全に関すること